

火花

第 65 号

1987, 1

火花

第 65 号

共産主義者同盟（火花）

◎ 今日の独占—利子生み資本の運動について(一)

P
27

◎ 天皇制問題について

P
20

◎ 議会と選挙にたいする態度

P
11

◎ ふたたび戦争国家とわれわれの任務について

P
1

ふたたび

戦争国家とわれわれの任務について

はじめに

新しいインタービューロー建設を掲げたわれわれ火花派の結成は、国際帝国主義打倒と共産主義建設をめぐる歴史的教訓を総括してかちとられた。直接的には、階級闘争の逢着問題への日本プロレタリアートが世界革命に参加し促進していく見地からの回答を軸に、フロントに代表される新左翼派の綱領・戦術・組織を革命的に転換させることでもかちとられた(パンフ『新しいインタービューローをめざして』参照)。そして、宣伝・煽動・組織の革命をもって、「共産主義と労働運動の結合」の原則による自然発生的階級闘争との結合を追求してきた。つづいて、この活動の経験のなから、宣伝・煽動・組織における「われわれの任務」を次のように提起した。

- ① 資本主義・帝国主義の具体的「悪」に対し、共産主義革命の具体的「方策」を対置し、労働者階級の多数者を獲得すること。
- ② 中曽根帝国主義政府の反動性を暴露し、種々の政策や反動立法の一つ一つに反対して闘うこと。
- ③ 革命の側の「政治的自由」を断固防衛し、拡大していくこと。とくに弾圧との闘いおよび獄中政治犯を支援すること。
- ④ ブルジョア国家権力と、それにもとづく暴力、管理の強化政策と闘争し、プロレタリアートの武装を促進すること。直接行動によって経験を積み重ねること。戦闘組織・非合法組織を建設すること。
- ⑤ あらゆる国の革命運動を、精神的連帯によって、また直接の行動によって支援すること。(パンフ『革命的で大衆的な運動の組織化にむけて』P二二)。

このようになわれわれの提起は、少なくとも先進的労働者に歓迎された。そして、ある地方では、大衆的な運動の組織化そのものにおいて直接の指導責任が問われることになった。ここに、新たな困難が生れた。それは、いわば「全人民的」な闘争(萌芽的であれ)の指導を引きうけなければならないことであつた。われわれに求められたのは「ある一定のかぎられた共通の任務において一致するいろいろの階級の利益を正確に分析」し、「全人民的」闘争にプロレタリアートの階級性を刻印するために「全人民的」闘争をどのように組織し指導しなければならぬかである。

日本帝国主義は独占資本主義であり、金融寡頭制と新植民地主義、「政治的反動」「侵略・反革命・民族抑圧」を特徴とする。この特徴は、ブルジョア自身自身の具体的政策によってもっともよく露呈される。したがって、日本における階級闘争の自然発生的あらわれが―これは他の多くの国でも同様であるが―ブルジョア自身の政策に対する反対、民主主義の要求というスローガンのもとで生れることは避けられない。ただし、このスローガンの真の意義は、国際帝国主義打倒と共産主義建設をめぐる党派闘争との関係で内容的・実践的にみだされた時、はじめてもろもろの階級にとつて明らかになる。この相互関係をふまえて、プロレタリアートの独自の要求との緊張関係で「全人民的」闘争のスローガンを与えていくことが必要とされるのである。

この課題に応えたのが「火花」第六四号「戦争国家とわれわれの任務」である。

① 国際帝国主義に対する全世界プロレタリアート・人民の闘いを支持すること。

- ② 日帝の侵略・反革命・民族抑圧に反対し、闘争すること。
 - ③ 種々の反動法案に反対し、阻止闘争を組織すること。
 - ④ 機動隊の街頭制圧と闘争すること。
 - ⑤ 政治警察と闘争すること。
- 「火花」第六四号(P六)は、この提起によって、反動法反対闘争、三里塚闘争、山谷闘争、障害者解放運動、部落解放運動、在日朝鮮人の運動などを一つに結びつけていく新しい一歩であり、種々の自然発生的に意識性と形態を与えていくための武器として必ず役立つはずである。
- われわれは、「戦争国家とわれわれの任務」のこの意義をふまえて、今日の戦争や日帝の基本動向をめぐる階級間相互関係を分析し、そこでこの提起を深めていきたい。

Ⅰ レーニン時代の帝国主義戦争と今日の戦争

今日の戦争を考える際、レーニンの帝国主義戦争に関する評価を一面化し、あてはめようとする傾向が、中核派などに代表されて存在する。彼らの主張のポイントは、帝国主義間戦争にスターリン主義がまきこまれて世界戦争がおこるとする点にある。その際、帝国主義の間の戦争にいたる対立を、貿易、通貨問題をめぐる対立をもつて論証するのである。そして、これをもってレーニンの帝国主義批判の復権とする。ここには、まずレーニンそのものに対する歪曲がある。

戦争という点で、資本主義の最高の発展段階としての帝国主義をみると、「一八九八年から一九一四年のあいだにヨーロッパ、アメ

リカにおいて、つづいてアジアにおいて最終的に形成された。アメリカ・スペイン戦争（一八九八年）、イギリス・ボア戦争（一九〇一年）、日露戦争（一九〇四―一九〇五年）として登場した。そして、一九〇七年にはヨーロッパでドイツ、オーストリア、ハンガリーを一方とし、イギリス、フランス、ロシアを他の一方とする二大帝国主義集団が形成された。一九一二年第一次バルカン戦争、一九一三年第二次バルカン戦争、そして一九一四年から第一次帝国主義世界戦争が勃発した（「火花」第六四号P二―三）レーニンはこのような戦争を「販売市場のため、資本の投下地域のため、原料のため、労働力のため、つまり世界支配のため、弱小民族にたいする支配のための戦争（再分割戦）として、その階級的性格を暴露した。これがレーニンの帝国主義戦争の評価である。ところが、中核派は帝国主義戦争のこのような性格を曖昧にし、貿易、通貨問題での対立からとらえているのである。

さて、レーニンのこの時代が、帝国主義戦争だったわけではない。それと同時に、帝国主義に対する民族解放闘争の世界的はじまりとしてもある。またロシア革命の勝利は「労働者国家」の防衛戦争と革命戦争を生み出した。ボルシェビキの一九一四年綱領は、次のように主張している。

「プロレタリアートの攻撃が増大し、とくに個々の国でプロレタリアートが勝利したことは、搾取者の反抗を強めている。その結果、搾取者がわでも、資本家の国際的結合の新しい諸形態（国際連盟、その他）をつくりだすにいたっている。資本家は、地上のすべての国の人民の系統的搾取を世界的規模で組織するとともに、すべての国のプロレタリアートの革命運動を直接に鎮圧することにその当面

の努力を注いでいる。／＼すべてのこうしたことのため、個々の国家内の内乱と、自己を防衛するプロレタリア諸国および被抑圧諸国民の帝国主義列強にたいする革命戦争とが結びつくことは避けられない。』

その後の戦争の歴史は、かかる内乱・革命戦争と帝国主義列強間の戦争とのからみあいとして存在する。第二次世界大戦の前後の情勢がそうである。中核派批判という点でいえば、彼らの次の誤りはこのからみあいをみないことにある。

今日の帝国主義は、収奪・搾取の国際体系と、侵略・反革命・民族抑圧をいつそうたくみに発展させている。だが、他方ではそれに反対するプロレタリアート・人民の政治的自覚、教育もロシア革命を契機にいちじるしく前進している。今では地球上のほとんどの国に共産党ないし、共産主義者の組織が存在する。ここからして、国際帝国主義はなによりも、プロレタリアート・人民の内乱・蜂起・革命戦争に直面し、それに対抗することが至上命令である。したがって帝国主義者にとって、販売市場・資本投下地域、労働力、資源、権益をめぐる列強間の対立―これがないわけではない―よりも、国際反革命の政治・軍事を全面に押し出さざるをえない。

もちろん、列強間の戦争としての世界大戦が起らないということではない。一連の大国で革命が勝利せず、帝国主義が存在する限り、その可能性は存在する。しかし、今現在、起っているのは列強間の戦争ではなく、帝国主義の侵略・反革命戦争とプロレタリアート・人民の内乱・蜂起・革命戦争だということである。

『防衛白書』は毎年、「第二次大戦後の武力紛争」を図にしている。かかる戦争の現実を証明するため、八六年度版から主要なもの

をひろっておこう。

① アジア

国共内戦（一九四五―四九）、インドネシア独立戦争（一九四五―四九）、インドシナ戦争（一九四六―五四）、マラヤ反乱（一九四八―六〇）、朝鮮戦争（一九五〇―五三）、ラオス内戦（一九五九―七五）、チベット反乱（一九五九）、中印国境紛争（一九五二―六二）、ベトナム戦争（一九六〇―七五）、中ソ国境紛争（一九六九）、カンボジア内戦（一九七〇―七五）、チモール内戦（一九七五―七八）、ベトナム・カンボジア紛争（一九七七―）、中越紛争（一九七九）

② 中東・北アフリカ

第一次中東戦争（一九四八―四九）、アルジェリア戦争（一九五四―六二）、サイプラス紛争（一九五五―五九、六三―六四、七四）第二次中東戦争（一九五七）、レバノン出兵（一九五八）、イエメン内戦（一九六二―六九）、第三次中東戦争（一九六七）、第四次中東戦争（一九七三）、レバノン内戦（一九七五―七六）、南北イエメン紛争（一九七八―七九）、アフガニスタンへのソ連の軍事介入（一九七九―）、イラン・イラク戦争（一九八〇―）、レバノン紛争（一九八〇―）、レバノン侵攻（一九八二）

③ 中部・南部アフリカ

ケニア反乱（一九五二―五六）、コンゴ動乱（一九六〇―六三）、南ローデシア紛争（一九六五―七九）、ナイジェリア内戦（一九六七―七〇）、ウガンダ・タンザニア紛争（一九七二）、西サハラ紛争（一九七三―）、ナミビア独立紛争（一九七五―）、アンゴラ内戦（一九七五―）、シャバ紛争（一九七七―七八）、エチオピア・

ソマリア紛争（一九七七―七八）、ウガンダ・タンザニア紛争（一九七八―七九）、エリトリア紛争（一九六二―）、チャド内戦（一九六〇―）

④ ヨーロッパ

ギリシャ内戦（一九四六―四九）、ベルリン封鎖（一九四八―四九）、ハンガリー動乱（一九五六）、チェコ事件（一九六八）

⑤ 米州

グアテマラの反革命（一九五四）、キューバ革命（一九五六―五九）、キューバ侵攻（一九六一）、キューバ危機（一九六二）、ベネズエラの反乱活動（一九六二―六三）、ドミニカ内乱（一九六五―六六）、ニカラグア内戦（一九七九―）、エルサルバドル内戦（一九七九）、マルビナス紛争（一九八二）、グレナダ派兵（一九八三）

主要なものだけでも、以上のようにある。もちろん、われわれは六〇年の帝国主義国内での大衆的街頭闘争や、七〇年代のゲリラをこれらに加えなければならぬ。

私有財産制度と資本主義・帝国主義が存続するかぎり、戦争がなくなるといふ命題は、以上のことから証明されている。しかも、こうした戦争は現在、増加の傾向にある。八五年二月に国連が発表した「世界社会情勢」年次報告は、現在、「宣戦布告なき戦争が続出し、種々の破壊工作、テロなどあらゆる形で「規則のない戦争」が展開されていること、「国家戦争と国内戦争」の境界が曖昧化している、と主張している。

このような現実を、社共がふりまいてきた「平和と民主主義」が幻想でしかないことをしめしている。また、中核派のように帝国主義間戦争の危機アジテーションの一面性も証明するものである。

そこで、われわれは、この現在の戦争に対する態度を階級的におこなわなければならない。みてきたとおり、今日の戦争に特徴的な点は、ほとんどが帝国主義の侵略・反革命と民族解放、共産主義がらみ、ということである。一般的にいえば、帝国主義の侵略・反革命戦争、民族独立国の国境紛争、民族解放闘争、ブルジョアジーに対する革命戦争、プロレタリア諸国の防衛闘争、権力をにぎった党派（ないし軍隊を組織した党派）間の武力紛争、などである。したがって、われわれの今日の戦争に対する態度は、次である。

- ① 帝国主義の侵略・反革命戦争に反対し、闘争すること。
- ② あらゆる国のプロレタリアート・人民の内乱・蜂起・革命戦争を支持し、発展させること。
- ③ 国際帝国主義打倒・民族自決権承認・共産主義建設をめぐって権力をにぎった党派との暴力を含む党派闘争に勝利すること。

II 外交・軍事について

八〇年代に入って「環太平洋圏」とか「国際国家」ということがさかんに強調された。このことについて、日共は米帝への従属の深まりから説明し、中核派などは日帝の経済大国化から説明している。日共の主張は検討にあていしない。日共との対比でみれば中核派の主張が正しい。

はつきりさせておかねばならないのは、日帝がすでに「戦前」の規模以上で戦後版「大東亜共栄圏」、侵略と新植民地主義を展開しているという事実である。日帝は一九八五年末現在、海外純資産一二九八億ドル（英国九〇〇億ドル、西独五〇〇億ドル、米マイナス

衛体制を構築する必要がある」(一)

ここに、反革命軍事同盟（安保）の再編・強化と軍事大国化の志向が公然とめられている。それは、ソ連・中国・ベトナム・北朝鮮などの封じ込めと、アジアにおける民族解放闘争や国内のプロレタリアートの革命戦争の軍事的圧殺を射程におくものである。

われわれが、日帝の侵略・反革命と新植民地主義に反対しなければならぬことはいうまでもない。重要なことは、それは以上述べてきたことからして、国際帝国主義打倒と共産主義建設をめざす全世界のプロレタリアート・人民の闘いを支持し、日帝の外交・軍事に反対することにある。

III 戦争国家・治安国家としての法的整備

戦争国家としての日帝の法的整備は、第二次世界大戦での敗北後もブルジョア国家が維持されてきたことを背景に、現憲法のもとで着々と進められてきた。五四年の自衛隊法の後、六五年八月までに自衛隊関連七法案が可決された（六八年基地法改定）。七〇年中期以降に進められているのは、すでに戦争国家としての法体系のうち実践的にみて不備な部分をより一層完全なものに整備しようとするものである。

なかでも、有事立法はその典型である。七八年九月の「防衛庁における有事法研究について」は、次のようにその目的を述べている。「現行の自衛隊法によって自衛隊の任務遂行に必要な法制の骨幹は整備されているが、なお残された法制上の不備はないか、不備があるとすればどのような事項かの問題点の整理が今日の研究の目的

一〇七四ドル）―ただし、海外総資産としてみれば日本は四三七七億ドルで米の二分の一、英国の三分の二である―投資収益は日本六八億ドル（英国三〇一億ドル、米二四七億ドル、西独一七億ドル）である。これは、日帝が侵略・反革命と新植民地主義を拡大していることの反映である。

この現実には、外交・軍事に直接的にあらわれざるをえない。侵略・反革命・新植民地主義の展開において、ブルジョアジーの不可欠の条件は、「一国的・民族的プロ独を国際的・世界的プロ独へ転化すること」を課題としますます前進するプロレタリアート・人民の闘いを鎮圧することである。ここからして、日帝ブルジョアジーは、世界を「東西二大陣営の対立」として説明し、国際反革命軍事同盟（安保）の積極的な担い手となることを外交・軍事の基調としている。

「昭和五三年日米間で『日米防衛協力のための指針』が策定されたのを契機にして、両国の協力体制は一段と緊密さを増し、逐年その具体化に向けて進展することとなった」。『現在、日米間においては、『日米防衛協力のための指針』にもとづき日米共同作戦計画の研究が進められており、また平素から自衛隊と米軍との間の相互理解を深め、有事における日米共同対処行動の円滑な実施の資とすべく、日米共同訓練の充実が図られている」(一)

そして、次のように主張している。

「わが国の平和と独立を確保するためには、核兵器の使用を含む全面戦から通常兵器によるあらゆる態様の侵略事態、さらには暴力による示威、恫喝といった事態に至るまで考えられる各種の事態に対応することができ、その発生を未然に防止するための隙のない防

であり……」

つまり、「自衛隊の任務遂行に必要な法制の骨幹は整備されている」とした上で「不備」な点を整備しようというわけである。

これにもとづいて防衛庁は「研究対象となる法令を」「防衛庁所管の法令（第一分類）、他省庁所管の法令（第二分類）、所管省庁が明確でない事項に関する法令（第三分類）」を区分して研究を開始した。そして、第一分類については、八一年までには、ほぼ研究を完了し、同年四月「中間報告」として概要を公表した。それは物資の徴発と移動禁止、医師その他の強制徴用、民間施設の接収、土地建物の収用、道路外での部隊移動などである。

ついで、第二分類についての研究結果も八四年一〇月に公表された。ここでは、「道交法」「医療法」など他省庁所管の「法令」について、特例を設けることがあげられている。現在、研究は第三分類に入っている。ここでの研究は①戦時における住民の保護・避難・誘導などに関する法律 ②民間船舶・航空機の航行の安全を確保するための法律 ③電波の効果的使用に関する法律 ④灯火管制その他、民間防衛に関する法律 ⑤捕虜の取り扱いなどに関する国際条約の国内法制化、などである。

みてのとおり、有事研究とは、自衛隊の行動の自由を完全に保障するためのものである。したがって、それは、軍事的専制、戒厳体制への移行がスムーズにとれるための法的整備である。

ところで、法的整備という点では、有事立法よりも、警察体制を軸とする治安立法が先行している。すなわち、国家秘密法、刑法改定（保安処分）、拘禁二法などの国会上程策動である（これらについて「火花」第一〇、十二、六三号を参照）。

以上からわれわれの得られる結論は、外交・軍事に反対すること、戦争国家・治安国家としての法的整備に反対することと同じだということである。

IV 中央指揮所と安全保障会議

有事立法などの策動が、戦争国家・治安国家における法的整備であるとするれば、中央指揮所と安全保障会議はその機構上の整備である。したがって、われわれは次に種々の戦争法・治安法に反対することを、中央指揮所や安全保障会議を暴露すること（解体すること）と結びつけなければならない。

まず中央指揮所についてみてみよう。防衛庁の中央指揮システムは、軍事力・戦闘能力の強化に対応する形で発展してきた。とくに八四年三月に東京港区赤坂の防衛庁内に三年前から建設されていた中央指揮所が完成したことで、中央指揮システムは飛躍的に強化されることとなった。

「中央指揮所は、防衛庁長官を中心とする防衛会議室のほか、内務局、陸海空各幕僚監部及び統合幕僚会議事務局の作業室、各種の調整を行う調査室等により構成されている」「中央指揮システムの運用の対象となる事態としては、防衛出動に係るもののほか、治安出動、海上における警備行動、大規模な災害派遣等の自衛隊の行動に係る事態及びその他全庁的な対処を必要とする緊急事態を考えて」⁽⁵⁾

つまり、戦後版「大本営」の確立である。

安全保障会議は、八六年七月、旧来の国防会議の改編として設置

された。特徴的なことは、国防会議が「国防に関する重要事項を審議する機関」だったのに対し、安全保障会議が「重大緊急事態」全部を対象としていることである。ブルジョアジーがこのような判断をしたのは、次のような彼らの認識にもとづいている。

「近年における社会全体の複雑高度化、わが国の国際的役割の拡大、わが国周辺地域の国際政治面での重要性の増大などにより、ミグ25事件（昭和五一年九月）、ダッカにおけるハイジャック事件（昭和五二年九月）、大韓航空機事件（昭和五八年九月）のような、わが国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある重大緊急事態が発生する可能性が潜在的に高まっている。こうした重大緊急事態に迅速、適切に対処し、事態の拡大発展を防止するため、内閣の果すべき役割はますます増大している」⁽⁶⁾

この認識のベースとなっている八五年七月の臨時行政改革審議会の答申では「政治的意図をもったテロ・ハイジャック事件」を現実の脅威としてとらえている。

ブルジョアジーは「政治的意図をもったテロ・ハイジャック」などが現実起っていることと、種々の脅威の潜在的な可能性を考慮し、そこから「迅速・適切に対処」するための中枢機構を整備したわけである。

したがって、彼らにとって安全保障会議は、国防会議のように防衛庁法にもとづく、いわば防衛庁に付属した内閣機関から、独立の法による内閣機関として設置する必要がある。そして、首相が「緊急事態」として認めさえすれば、既存の法律や手続きにとらわれることなく、ただちに行動できるようにしなければならなかった。また、それには首相にトップダウン方式の「大統領的権限」を与え

る必要があった。こうして、国家権力の中枢指令部が公然と成立した。かくて、安全保障会議の設置は同時に、内閣官房の機構改組をおこなっている。従来の内閣審議室は内閣内政審議室、内閣外政審議室、内閣安全保障室に分けられ、安全保障室は安全保障会議の事務を担当することとなり、内閣広報室が内閣広報官室、内閣調査室が内閣情報調査室となり、いずれも機能が強化された。また、合同情報会議が、内閣情報調査室、外務省特別情報調査局、防衛庁情報局、警察庁警備局、公安調査庁の構成で設置されている。

ここに安全保障会議の性格がはっきりとあらわれている。それは、「緊急事態」に対処する全体的な情報の集中、判断と軍事行動の中枢機関である。もちろん、それは軍事的警察的専制の中枢機関として、中央指揮所とともに「平時」においても機能している。

以上からいって、中央指揮所と安全保障会議の解体は、プロレタリアート・人民の闘いにとってきわめて重要な任務の一つであることがわかるであろう。

V 治安出動態勢と警察治安体制について

ここで、われわれが注意しなければならないのは、外交・軍事や法整備・中枢機関の確立と同時に先行して、自衛隊の治安出動態勢と警察治安体制が展開されている点である。この点は、社会共がその議会主義的性格からして曖昧にしているため、一層強調しなければならぬ。

最初に自衛隊の治安出動態勢をみてみよう。治安出動態勢において、一つの転換になったのが六〇年安保闘争である。この時、ブル

ジョアジーは自衛隊の治安出動を真剣に考えていたといわれている。その後、首都圏の地下鉄、道路網などは、治安出動を前提に大兵力の集中・展開が有利なように改造されている。

また首都圏の部隊も計画的に配置されている。主力となるのは南関東の第一師団、富士教導団、第一空挺団である。これに北関東、北陸地方に駐屯する第十一師団が加わり、さらに東北地方の第六師団と中部地方の第一〇師団を総動員すれば五万名近くになる⁽⁷⁾

しかも自衛隊は各都市ごとに警備地誌を作成している。その地図には警備対象、工場、交通網などだけでなく、「経済生活不良地区」（生活水準が低く、失業者の多い地区）、「不法分子居住・潜入地区」（活動家の住居の多い地区）が記載されている。これが何を意味するかはいりまでもないであろう。

つぎに警察をみてみよう。日帝警察は二五万人の人員をほこり、住域のすみずみまでポリスボックスをはりめぐらしている。そして、戸別調査やCR（コミュニティ・リレーションズ）を実施している。加えて、コンピュータ導入によって個人のあらゆる情報の集中管理とスピード照会の体制をつくりあげ、国民総背番号制を先取りしている（パンフ「権力分析」を参照）。

また、活動家・革命家に対しては刑法の拡大解釈をもってデッチあげ弾圧が常習化している。同時に、監獄においては活動家・革命家の精神・肉体の破壊を直接の狙いとする攻撃がくりかえされている。

さらに、機動隊のデモ封じ込みと街頭制圧が常態化している。五月のサミットで展開された首都圏戒厳体制におく力をも有していることをしめしている。

これらのことからして、社共とちがって、われわれは、自衛隊の治安出動態勢と警察治安体制を暴露し、機動隊の街頭制圧と闘うことが革命運動にとって特別に重要といわねばならない。

VI 日本階級闘争の自然発生性について

階級闘争の自然発生性については、「危機」から説明するのが一般的である。だが、それはきわめて一面的である。そこで、六〇年代の階級闘争から始めて、今日の階級闘争の自然発生性について概括しておこう。

六〇年代の日本は、資本主義・帝国主義の「高度成長期」にあった(若干の景気の波はあったが)。そして、若干労働力が不足して、春闘をつうじて賃上げがおこなわれた。その意味で、労働者大衆にとってもこの時期は「相対的安定期」であったといえる。

にもかかわらず階級闘争が高揚した。それは、米帝のベトナム介入(日帝の加担)、それに対するベトナム労働党を先頭とする民族解放革命戦争を背景としていた。この情勢の中で、学生・青年労働者が主要に外交・軍事や反動法案に反対して決起し、機動隊との街頭衝突をとうして運動が拡がり、他の住民運動や経済闘争を牽引したのである。このことは、「経済危機」によってだけでなく、帝国主義の国際反革命軍事同盟および侵略・反革命、新植民地主義と、「一国的・民族的プロ独を国際的・世界的プロ独に転化すること」を課題として前進をつづけているプロレタリアート・人民の闘いを背景として、階級闘争の自然発生性があることをしめしている。かかる事態は、八〇年代の今日においても同じである。

ているように、それを「社会主義」のための闘い、つまり綱領のための闘いと結合させることが第一である。

第二には次のことを認識しなければならない。

プロレタリアートの武装とブルジョアジーの武装解除というスロガン、搾取者の反抗の完全な仮借ない弾圧というスロガン、国内の内乱と国際的な革命戦争において全世界のブルジョアジーに勝利するまでたたかえというスロガンをかかげる(ア)「帝国主義軍隊の解体……『赤軍』建設を要とするプロレタリアートの武装でとつてかえること……と同時にそれに行たる過程で帝国主義軍隊の特殊戦闘団との『相互殲滅』戦が不可避であること」(イ)

以上二点をふまえて、レーニンが提起した「内乱」を促進するための活動を今日的にとらえかえすことが重要である。「内乱」を促進するための活動として提起されたのは次の点である。

(一)「軍事公債費への賛成投票を無条件に拒否し、ブルジョア内閣から脱退すること」(二)「国内平和」の政治と完全に手をきること(三)政府とブルジョアジーが戒厳令をしき、実際上の自由を廃止しているところで、非合法組織をつくること(四)さんごり内での、一般に戦場での交戦国兵士の交歓を支持すること(五)一般にプロレタリアートの革命的な大衆行動を支持すること(六)

この五つの任務の役割は、戦争情勢の中で露呈されるブルジョア政府の階級性をより全面的に暴露し、「人民と政府との不一致」を拡大させること、同時に労働者大衆の革命的気分・行動を意識化し、深め、それには、はっきりした形をあたえること、もって内乱をあらゆる方面から促進していくことである。

すでに述べた戦争と日帝国家の基本動向をめぐる情勢からして、

すでにみたように、資本主義の不均等発展は、日帝の侵略・反革命と新植民地主義の拡大を生み出している。ここにおいて、実は日帝は、五〇年代・六〇年代に米帝がとった道と同じ道を選択しはじめているのである。五〇年代六〇年代において、膨大な過剰資本をかかえた米帝は、NATO・安保などの国際反革命軍事同盟を背景に、朝鮮戦争、中近東介入、中南米反革命、ベトナム介入などをもって新植民地主義を展開し、また他方でEC・日本への直接投資をおこない、「多国籍企業をつくり出した。その結果、国内の製造業などが弱体化し、第三次産業が肥大化し、帝国主義の寄生性をいじめるしく強め、失業者、貧富の差の拡大をつくり出した。今、日帝はこの米帝と同じ道をあゆみはじめているのである。

したがって、軍事・外交をめぐって、また種々の戦争法・治安法をめぐって、差別をめぐって階級闘争が不断に自然発生するだけではない。それに加えて、八〇年代の今日の階級闘争の特徴は、失業・貧困を背景にして、労働者の下層部分の経済闘争をも急速に政治闘争(国家権力との衝突)へと発展せずにはおかない点にある。

真に革命的な方針のもとで、この自然発生性と結合していくことがわれわれの義務である。

VII 「内乱」あるいは自国ブルジョアジーに対する「革命戦争」について

今日の戦争と階級闘争に対する態度を確定するにあたって、われわれはゴルシェビキのすべての決議とレーニンの「帝国主義戦争を内乱」に学ぶ必要がある。内乱のスロガンについていえば、「戦争と革命の歴史的考察」(「火花」第五三三号)でも明らかにし

この任務はわれわれにとって次でなければならぬ。

なによりも「一般にプロレタリアートのあらゆる革命的大衆行動を支持すること」をはっきり掲げることである。それは、「国際帝国主義に対する全世界のプロレタリアート・人民の闘い(革命的大衆行動、内乱、蜂起、革命戦争)を支持すること」である。そして「軍事公債費」反対、「国内平和」反対、「兵士の交歓」などは、「日帝の侵略・反革命・民族抑圧に反対し、闘争すること」、「種々の反動法案(戦争立法・治安立法)に反対し、阻止闘争を組織すること」、「軍備増強や軍事演習に反対し、抗議行動を組織すること」などとしてかえる必要がある。

「非合法組織」の問題については、まずもって党建設の事業への結果とそのもとの非合法組織・戦闘組織の建設という具合に位相を区別して取りあつかわねばならない。と同時に「機動隊の街頭制圧と闘うこと」「政治警察と闘うこと」を「全人民的課題として提起することである。

- (一) 八六年度版『防衛白書』P一〇三
- (二) P九六
- (三) P一四四―一四五
- (四) P七七
- (五) 『自衛隊のクイーター戦略』藤井治夫 三一書房
- (六) 『ロシア共産党(ボ)綱領草案』L全第二九巻P一―一六
- (七) 『火花』第六四号P六
- (八) 『ロシア社会民主労働党在外支部会議』L全第二二巻P一―五

議院と選挙にたいする態度

「火花」第六号での約束にしたがって、テーゼ案と、それに關する補注を掲載する。

テーゼ案

△ 国家の議會

① 国家は階級対立の非和解性の産物であり、特定のある階級が他の階級を抑圧し、支配する機関である。現在の日本の国家を組織しているのはブルジョアジーである。日本国家は、賃金奴隷制度を維持し、労働者（および、他の被抑圧勤労大衆）を支配・抑圧する手段として存在している。

② 以上のブルジョア国家の本質は、資本の支配がある限り、統治形態の違いによって変わるものではない。これまで歴史的に登場してきたブルジョア独裁の統治形態のうち、代議制国家・民主共和制は最も安定した政治的外皮である。民主共和制のもとでは経済的差別は弱まらずに先鋭化する。

労働者大衆を抑圧し、ふみにじるかを数年に一度決めるものである。賃金奴隷制とブルジョアジーの圧制のもとで行われる投票で、プロレタリアートが多数を獲得して権力を握ることが出来るなどと考えるのは子供じみた幻想でしかない。

③ プロレタリアートにとって普通選挙権の意義は、「労働者階級の成熟度の計器である」という点にある。ただし、それは党建設とか、大衆組織での革命の側の多数派の形成とか、内乱やストライキなどでしめされることに従属している。

△ ボイコットと利用

④ ボイコットは、議會を解散するほどに革命運動の高揚がみられる条件のもとで、議會にたいする（ブルジョア権力全体にたいする）闘争宣言として初めて成功するスローガンである。現在の日本では、そのような意味での革命運動の高揚はなく、ボイコットが成功する条件はない。

⑤ 八六年七月六日の同日選挙の投票率は衆院選七十一・四％、参院選七十一・三％であった。この数年だけをとってみても、かかる数字からそれほどかけはなれたものはない。地方議會の選挙でも五十％を下回することは少ない。このことは、現在なお、労働者・勤労大衆の多くが反動的で欺瞞的なブルジョア議會制度に味方しているか、幻想をもっていることを示している。これら労働者・勤労大衆を啓蒙し、教育し、プロレタリアートの党に組織するために、国会や地方議會の壇上に参加することが必要である。われわれは、革

③ 議會もまた国家機構の一つである。ブルジョアジーにとって議會が必要なのは、自己の支配に合法性を与え、自己の意思に国民性を付与し、階級支配を隠蔽するためのものである。つまり、「大衆を偽善的な看板でだまし、議員の金融的・取引的な術策をおおいかくし、ブルジョア国家機構の不可侵を保障して」いるものである。

④ ブルジョア国家のもとでの地方議會は、中央権力に完全に従属している。地方自治は、ただ、ブルジョアジーの中央集権的階級支配の枠内でのみ存在する。

⑤ プロレタリア革命の任務は、国家機構を完全に破壊し、別の国家（プロレタリア独裁国家）にとってかえることである。この革命におけるブルジョアの議會制度からの活路は、代議機関と選挙制の廃棄にあるのではなく、代議機関をおしゃべり小屋から「行動的団体」へ転化すること、すなわち同時に執行府であり、立法府である「行動的団体」にとってかえることである。

△ 普通選挙（権）

⑥ 選挙（普通選挙）は、ブルジョアジーのどの成員が議會で労働

運動の高揚が生れた場合のボイコットをあらかじめ否定することなく、議會と選挙闘争を利用しなければならない。

⑩ 議會と選挙闘争の利用は、政治闘争の一つの手段ではあるが、主要な手段とみなすことは誤りである。プロレタリアートの革命にとって、議會外の実力闘争（武装闘争を含む）こそ、決定的である。議會と選挙の利用は、プロレタリア革命運動の全体的利益と実力闘争に完全に従属させることがわれわれにとっての義務である。

△ 独自の候補を立てられない条件のもとでの原則

⑪ 現在、われわれは、その主体的力量からして、また、活動の重点を議會外の闘争においていることからしても、国会・地方議會などで独自の候補を立てることができない。このような条件のもとでも、われわれは議會での争いや、選挙闘争を暴露と宣伝・扇動の材料として利用できるし、たくみに利用しなければならない。

⑫ ただし、投票に関しては、具体的な指示を出すことは不可能である。つまり、棄権か参加か、参加を選択した労働者がどの候補者に投票するか、などにおいて、基本的に彼らの自主性にまかすしかない。

テーゼ案 補注

以下は、テーゼ案の解説をエンゲルス・レーニンの言葉で行うものである。引用においては、よりわかりやすくするために、連なりの文章構成においておこなうこととする。

① 一項について

エンゲルスは国家を「一定の発展段階における社会の産物である」として「それは、この社会が自分自身との解決しえない矛盾にまきこまれ、自分でははらいのける力のない、和解しえない諸対立に分裂したことの告白である。ところで、これらの諸対立が、すなわち相対抗する経済的利益をもつ諸階級が、無益な闘争のうちに自分自身と社会をほろぼさないためには、外見上社会のうえに立ってこの衝突を緩和し、それを『秩序』のわくのなかにたもつべき権力が必要となった。そして、社会から生れながら社会のうえに立ち、社会にたいしてますます外的なものとなってゆくこの権力が、国家であるから、しかし同時にこれらの階級の衝突のただなかに生じたものであるからそれは、もっとも勢力のある経済的に支配する階級の国家であるのが普通である。この階級は国家をもちいて政治的にも支配する階級となり、このようにして、被抑圧階級を制圧し搾取

するための新しい手段を獲得する。こうして、古代国家は、なによりまず奴隷を抑圧するための奴隷所有者の国家であったし、それと同じ封建国家は、農奴と隷農を抑圧するための貴族の機関であった。そして、近代の代議制国家は、資本が賃労働を搾取するための道具である」(1)と主張した。レーニンは、この点を踏まえ、国家を「階級対立の非和解性の産物」とし、その主要な権力が軍隊・警察など「特殊な武装した部隊」にあると総括している。(2)

② 二項について(その一)

レーニンは「土地と生産手段の私的所有が存在しており、資本が支配している国家は、どんなに民主主義的であろうと、すべて資本主義国家であり、労働者階級と貧農を隷属させておくための資本主義の手中にある機構である。そして、普通選挙権、憲法制定議会、国会これらは形式に、一種の約束手形にすぎず、けっして事態の本質を変えるものではない」(3)と述べている。はっきりさせておかねばならないのは、資本の支配がある限り、国家の政体がどういふ形態をとってもブルジョア国家の階級の本質を少しも変えないということである。

③ 二項について(その二)

民主共和制が資本主義の「最良の政治的外皮」であるという点についての主張は次の通りである。「『富』の無制限の権力が資本

主義の完全な政治的外皮であり、そのためにひとたびこの最良の外皮をにぎると、資本は、自分の権力をきわめて信頼できる確実な土台のうえにきずくので、ブルジョア民主共和制では、人物や制度や党派のどのような交代も、この権力を動揺させることはないのである」(4)

④ 二項について(その三)

自己増殖する価値としての資本は、共和制のもとでこそより大きい自由を獲得する。したがって、「『共和主義的』資本主義の自由のもとでは、経済的差別は弱まらずに、強まり、先鋭化する」(5)

⑤ 三項について

ブルジョア議会制度は国家機構の一つであり、支配・抑圧の道具の一つである。ただし、この道具は、軍隊・警察や行政機構とは違う役割をもっている。その独特の役割の特徴は、ブルジョアジーの支配に合法性を与え(選挙をつうじて)、またそれによってブルジョアジーの代表に国民の代表という形式を与え、ブルジョアジーの意思を国民の意思として表現し、もって階級支配を隠蔽することである。したがって「どの資本主義でもよいから見てみるがよい。真の『国家』活動は舞台裏でおこなわれ、各省や官房や参謀本部によって遂行されている。議会では『庶民』を欺こうという特別の目的でおしゃべりしているにすぎない。」(6)のである。つま

り、議会は「ブルジョアジーが労働者を欺瞞するブルジョア民主主義の道具である」(7)。

⑥ 四項について

一般的にいつて、資本主義国家における地方自治は絶対的なものではなく、中央権力の「監視と統制」のもとにある。マルクス主義者は、そのような中央集権国家を資本主義の発展のために不可欠であるとして認めたが、それはブルジョアジーとプロレタリアートとの全国的闘争を容易にするからである。もちろん、彼らが認めたのは民主主義的な中央集権国家である(8)。

⑦ 五項について

これについては、『国家と革命』を参照してほしい。

⑧ 六項について

労働者・住民の意思が投票に正しく反映されるよう経済的隷属と政治的圧迫が廃止される必要がある。社会はこの点での真剣な闘争を放棄した上で、普通選挙権が実際の労働者・住民の意思の表明と実現とを保証するものであるかのような誤った考えをいだき、またそれを人々にふきこんである。「プロレタリアートは、ブルジョアジーの圧制のもとでおこなわれる投票でまずもって多数を獲得してから、はじめて権力を獲得するようにならなければならない、などと

考えることはならず者かばか者でなければやれないことである。これは愚鈍でなければ偽善の骨頂である。これは階級闘争と革命を旧制度のもとでの旧権力のもとでの投票に代えることである」(10)。

9. 七項について

普通選挙権を「労働者階級の成熟度の計器である」と述べたのはエンゲルスである。(11) そのさい、彼は「普通選挙権というものが次のような利益だけだったとしても、すなわち、三年ごとにわれわれの数を数えることができるようになったこと、得票数の増加が定期的の確認され、その増加が意外に早かったことによって労働者の確信ばかりか数の恐怖心を強め、かくしてわれわれのもつ最良の宣伝手段となったこと、われわれ自身の力とわれわれに敵対するすべての党の力が正確に数えられ、それによってわれわれの行動の均衡を保つためのこの上もない尺度—この尺度は時機を得ない気おくれからも、また同じく時機を得ない向こうみずからもわれわれをまもってくれた—が与えられたこと、以上のことが選挙権からわれわれが受ける唯一の利益だったとしても、それだけでも十分である」(12) と、普通選挙権の意義を明らかにしている。ただし、われわれは同時に「生きた生活が、現実の諸革命の歴史が示しているところでは、どんな投票(搾取者と被搾取者との『平等』の下で搾取者の手で施行される投票はさておき)によっても、『勤労者の多数の共感』は総じて投票によってではなく諸党のうちの一つが成長

した事とか、ソビエトの中でその党の党員数が増えた事とか、個々の、だが何らかの理由で非常に大きな意義を帯びたストライキが成功した事、等々によって証明される場合が極めて多い」(13) ということを忘れてはならない。

10. 八項について

共産主義運動の歴史において、最初にボイコットのスローガンが掲げられたのは一九〇五年革命の時のボルシェビキにおいてである。ボルシェビキは、ブルイギン国会、第一国会でボイコットを呼びかけた。当時、「大衆の直接の革命闘争の道と立憲君主主義的な道との闘争は客観的に避けられないものであった」。「このボイコットの客観的背景は、・・・ロシアで最初の代議機関の招集が旧権力の手で行われるか、それとも新しい下からおこった人民権力の手で行われるかをめぐる闘争であり、直接に革命的な道か、それとも(一時的ではあれ)立憲君主主義的な道かをめぐる闘争であった」。「ボイコットは、旧権力の打倒に直接向けられるようなあるいは最悪のばあいには、すなわち打倒のための攻撃がたりないばあいには旧権力を弱らせて、この機関の創出を確保できないようにそれを実現できないようにする闘争である」(14)。「この時の『国会ボイコット』は、この機関が権力をもたず、自主的な役割を果たすことのできないことを人民大衆が正しく評価することを助けたが、この戦術が全く正しかったことは、第一国会の立法活動の茶番劇とその解

放で証明された(15)。だが、「その後、広範な大衆の革命闘争は困難な時期と交代した」。したがって、「社会主義者にとって自分の革命的戦術をこの新しい情勢に適用することが必要となった。そして、それに関連して、社会民主主義的な扇動と組織をたすけるために、公然たる国会の演壇を利用することが最高度に重要な任務の一つとなった」(16)。ここでの国会の演壇の利用とは「一般にあらゆる合法的可能性、労働者階級のあらゆる合法のおよび半合法的な組織を利用」(17) することの一つ(とくに重要な)という意味である。こうして、ボルシェビキは第二回国会(一九〇七年)で、「選挙カンパニア」を組織した。一九〇八年の第三回国会になると、レーニンが「独自の候補者」をたてて闘争することを提案している。ここからえられる結論は「広範な革命の高揚がなければ、また大衆の激情がいわば古い合法性の堰をきっていたところであふれさせなければ、ボイコットが成功することなど論外である」(18) ということである。

11. 九項について(その一)

レーニンは一九二一年に、議会制度を「政治的に時代遅れとなっている」として、議会への参加を拒否したドイツ共産党左派の誤りを批判して、つぎのように述べている。「プロレタリアの『数百万』あるいは『数軍団』がまだ議会制度一般に味方しているばかりでなく、あからさまに『反革命的』であるならば、どうして『議会制度

は政治的に時代おくれになっている』などということができるのか? /ドイツ共産主義者にとって、議会制度が「政治的に時代おくれと」なっていることは、いうまでもない。しかし、われわれにとって時代おくれとなったものでも、階級によって時代おくれとなったもの、大衆にとって時代おくれとなったものと考えてはならないというところこそ問題なのである」。「数百や『数軍団』はおろか、たとえ工業労働者の少数者とはいえ、かなりの数のものが地主と富農にしがたっているならば、そのことからしてドイツの議会制度はまだ政治的に時代おくれとなつてはならず、議会選挙や議会議壇上の闘争に参加することは、まさに自分の階級のおくれた層を教育するためにおくれたいたげられた、無知な農民大衆を自ざめさせ、啓蒙するために、革命的なプロレタリアートの党としてはどうしてもしなければならないことは、疑う余地がない。諸君に、ブルジョア議会やその他の型のどんな反動的な機関でも、解放する力がないあいだは諸君はそういう機関の内部で活動しなければならぬ。それは坊主のため、また農村の取り残された生活のため頭をばかにされた労働者がまだそこにいるからである」(19)。

12. 九項について(その二)

議会、とくに国会の壇上での利用は「われわれから今のところ離れている国民大衆と接触する」手段を提供してくれ、さらに「出版物や集会とは全然ちがった権威と自由をもって」大衆に語る可能性を

われわれに与えてくれる。「選挙運動のアジテーションは、われわれから今のところ離れている国民大衆と接触する唯一無二の手段を提供し、すべての党がわれわれの攻撃に対して彼らの見解と行動を国民の前で弁明せざるを得ないようにするこの上もない手段を提供した。なおその上に、議会におけるわれわれの代表者には出版物や集会とは全然ちがった権威と自由をもって議院内の敵や議会外の大衆に対して語ることのできる演壇を提供した」(20)。「国会の演説は、どのような革命もよびおこしはしないであろうし、また国会に関連した演説は、他のものちがった特別の性質をもっているわけではけつてない。しかし、社会民主党がこの両者からえられる利益はほかの印刷された演説や、他の集会で行われる演説からえる利益よりも、時に多いことがあっても、少ないことはないであろう」(21)。

19 一〇項について

「国会は、一時階級闘争全体の舞台の一つにはなりうるが、しかし、それは、この全体が見失われてしまわなければい、階級闘争の革命的任務が抹消されてしまわなければいにかざられる」(22)。「われわれにとってはまだ一つ、ばらばらではなく統一された労働運動、プロレタリアートの階級闘争があるだけである。われわれは、国会闘争もふくめて、すべての個々の部分的な闘争形態をこの闘争に全面的に従属させねばならない。プロレタリアートの国会外闘争

は、われわれにとって決定的である」(23)。「大衆行動」といえば大ストライキはいつでも議会活動より重要であって、けつて革命のときや革命情勢のばあいだけのことではない」(24)。「社会民主党者は、彼らの議会活動全体を労働運動の全般的利益と、現在のブルジョア民主主義革命におけるプロレタリアートの独自の任務とに、完全に従属させている」「われわれは他党とちがって、このカンパニアに独立の意義はなにもみとめないし、それどころか、最高の意義もみとめない。われわれは他党とちがって、このカンパニアは階級闘争の利益に従属させる」(25)。「議員団が実際に自分の活動を労働運動全体の利益に従属した機能の一つとしておこなうように、また議員団が党から孤立しないで、たえず党とつながりをたもち、党の見解を、党大会と中央機関の指令を執行するようにならせるために全力をそそぐことが必要である」(26)。

16 一一項について

われわれにとって重要なことは、「議会での争い」や「選挙闘争」が提供する材料を自分の綱領・戦術・組織の見地からする宣伝・扇動のためにたくみに利用することである。「第二国会があたえる豊富な扇動材料をたくみに利用するという意味での労働者のあいだの長期にわたる辛抱づよい党活動・・・」(27)。「選挙をなによりも人民の政治的教育として評価する社会民主党にとっては、もちろん選挙と結びついたすべての宣伝と扇動の思想は政治内容の問題

が基本的問題である」(28)。

15 一二項について

自民党と野党(社共)という図式で、「どちらかをえらばなければならぬ」という発想をやめなければならぬ。「『どちらかをえらばなければならぬ』—こういう議論によって、日和見主義者はいいつも自己弁明してきたし、また現にしている」。『くりかえしているが、これは全世界のすべての日和見主義者の基本的で典型的な議論である。では、こういう議論は、不可避免的にどうい議論へ導くであろうか?どんな革命の綱領も、革命的政党も、革命的戦術もいらないという結論へ導く。必要なのは改良、しかもそれだけである』。(29) この日和見主義が、第四インターのような諸君であることは周知の通りである。

▲注解V

- (1) 『家族・私有財産および国家の起源』 M・E全 第二十一卷 P一六九〜七一
- (2) 『国家と革命』 第一章第三章 L全 第二十五卷 P四一六〜六六
- (3) 『国家について』 L全 第二十九卷 P四九三

- (4) 前掲書(2) P四二四
- (5) 『マルクス主義と修正主義』 L全 第十五卷 P一九
- (6) 前掲書(2) P四六五
- (7) 『ヨーロッパとアメリカ労働者への手紙』 L全 第二十八卷 P四六五
- (8) 前掲書(2) P四二八 『民族問題についての論評』 L全 第二十卷 P三四〜五
- (9) 前掲書(2) P四五六〜八
- (10) 『イタリア・フランス・ドイツ共産主義者へのあいさつ』 L全 第三十卷 P四七〜八
- (11) 前掲書(2) P四七七
- (12) 『フランスにおける階級闘争へのエンゲルスの序文』 M・E全 第五卷 P一一三
- (13) 前掲書(10) P三〇
- (14) 『ポイコットに反対する』 L全 第十三卷
- (15) 『国会における社会民主党の戦術について』 L全 第十二卷 P一三七
- (16) 『プロレタリアー拡大編集会議』 L全 第十五卷 P四三二
- (17) 前掲書(16) P四二八
- (18) 前掲書(14)

- (19) 「共産主義内の「左翼主義」小見病」 L全 第三十一卷 P四四〇五
- (20) 前掲書(12) P一一三
- (21) 前掲書(14) P二九
- (22) 「社会民主労働党第五回大会」 L全 第十二卷 P四九九
- (23) 前掲書(22) P四九八
- (24) 前掲書(19)
- (25) 「社会民主党と選挙協定」 L全 第十二卷 P二七七
- (26) 前掲書(16) P四二八
- (27) 前掲書(16)
- (28) 「選挙カンパニアと選挙綱領について」 L全第一七卷P二八六
- (29) 「ふたたび国会内閣について」 L全第十一卷P六一

天 皇 制 問 題 に つ い て

次の文書は、ある学生グループの討議資料の中の一論文を「火花」編集委の責任で掲載するものである。

この間のわれわれの天皇問題に対する見解に対して「左翼空論主義」という批判がある。たとえば「彼らは天皇制攻撃を基本的に治安弾圧・強制的従属の強化としてしかとらえず、イデオロギー統合としての性格を軽視する」(マルクス・レーニン主義学生同盟(準)『戦線』第八号)といった具合である。国家批判をめぐってレーニンの態度をまっすぐ継承しているわれわれの態度は、今日の新左翼の中にあつては少数派であり、かかる批判はかなり多く存在すると思われる。

これらの諸君に共通することは、排外主義とか差別とかを觀念で説明し、特別の理論をつくっていることである。その誤りは、「天皇イデオロギーによる国民統合」という場合、「統合」が労働者の

下層部分、障害者、部落民、外国人(とりわけ在日朝鮮人)に対する敵対・排除を前提にしていることを忘れていた点にある。その結果「天皇式典」「日の丸・君が代」攻撃による強制動員をつうじて進行している「敵対・排除」者に対する暴力支配の強化を曖昧にすることになっている。したがって、天皇問題や差別問題をめぐって流行している国家批判におけるブルジョア思想を暴露し、批判する活動をプロレタリアートの側から十倍も強化しなければならぬ。この点で次の文書は、学生の手によるものであれ、積極的に評価され、検討される価値があると判断する。

なお、掲載にあつたのタイトルと(注)は編集委の責任による。

1 天皇制問題に対する我々の原則的態度

天皇制に対するプロレタリアートの階級的見地

からの批判を構築せよ！

天皇制批判をめぐって、上部構造（国家・イデオロギー）―下部構造の把握に関する混乱がみうけられる。その結果、天皇制批判は、「天皇戦争に向けた国民統合の環」あるいは、「天皇制差別の元凶」といった一面的・現象的なものにとどまっている。この混乱にのみこまれ、プロレタリアートの階級闘争をあいまいなもの（「内なる天皇制を撃て」等）にしてしまわないよう、我々は、唯物史観を身につけ、これを武器として、プロレタリアートの階級闘争の全面的発展に貢献していかなければならない。

1へ上部構造―下部構造の原則的把握のために

次の引用は全て「ドイツ・イデオロギー」（マルクス・エンゲルス著、合同出版）からのものである。天皇制問題を考えんとする全ての皆さんがこの「ドイツ・イデオロギー」（とりわけ第Ⅲ章「支配階級と支配意識」の部分）を検討・再検討されるよう訴える。

「市民社会は生産諸力の一定の発展段階の内部での諸個人の物質的交通の全体を包括している」（P一六）

「市民社会それ自体は、ブルジョアジーとともにだけ発展するものであるが、生産と交通から直接に展開される社会的組織体は、いつの時代にも、国家およびその他の観念的イデオロギー的上部構造の土台をなしてきた」（P一六三）

「国家とは、ブルジョアがそとへむかっても、うちへむかっても、

2 天皇制の原則的把握と批判の視点

天皇制イデオロギー、天皇信仰は、支配的な思想の一部としてある。そして支配階級たるブルジョアジーは、このイデオロギーを、外交・イベント等を通じて宣伝し、普及させんとしている。

しかし、この天皇制の把握にあたって、国家の中軸のイデオロギー―装置であり、国民統合の環であるという把握それ自体を第一義に押し出し、暴露の中心にすることは、支配的な物質諸関係の観念的表現たる支配階級の思想（天皇制イデオロギー）を支配階級からきりはなし、その思想の生産諸条件に注意を払わずに、まず、その思想の支配があり、その下で支配階級が存立している、という幻想をふりまくことになってしまっているのではないだろうか。

これは唯物史観以前の歴史観であり、観念論である。現実の物質的諸関係―資本制生産諸関係の止揚、それに向けたブルジョア国家機構の破壊を目指す、プロレタリアートの階級闘争を阻害するものである。

では、天皇信仰・皇国史観は、いかなる物質的諸関係の表現としてあるのか、それは資本主義・帝国主義以外のものではない。残存する封建遺制などでは決してない。

一般に資本主義の下では自由・平等・民主主義といったイデオロギーが支配的である。これは、労働力を売買する自由・自由競争・商品交換の自由、商品売買者としての平等、自由競争の中の資本家間の民主主義の表現である。（注①）そしてこのイデオロギーは、封建支配階級に対抗して、資本家を階級として組織し、ブルジョア革命を推進するという点において、歴史的進歩性を有した。しかし、

これらの所有と利害とを相互に保証しあうために必要とした組織形態」（P一六五）

「国家は……その時代の市民社会の全体が総括される形態」（P一六六）

「いつさいの共通の制度は、国家によって媒介されて、ひとつの政治的な形態をとる……そこから法律は意志に、しかも、その現実の土台からひきはなされた自由な意志にもとづくかのような幻想が生ずる」（P一六六）

「支配的な思想とは、支配的な物質的諸関係の観念的表現、すなわち思想として把握された、支配的な物質的諸関係以上のなにもでもない」（P九六）

「したがってそれは、ある階級を支配階級にするところの、まさにその諸関係の観念的表現であり、その階級の支配の思想である」（P九六）

「支配階級の思想を支配階級からきりはなし、それを自立化させ、あれこれの思想を、その思想の生産諸条件や生産者たちのことに注意を払わずに、ただある時代の支配思想だとするだけで満足するならば、……たとえば、貴族制が支配した時代のあいだは、名譽・忠誠等々の概念が支配し、ブルジョアジーの支配のあいだは、自由・平等等が支配したということができよう」（P九七―九八）

「支配階級自身が、概してそのように幻想する」（P九八）

資本主義が独占を生み出し、自由競争を抑制しつつ、過剰資本の海外投下によって寄生性を強める帝国主義段階に入ると、資本主義の進歩性は、反動にとってかわられる。巨大化した金融独占資本は、国家との種々の結びつきを形成し、政治的自由・平等・民主主義を抑制・形骸化させながら、政治的反動・民族抑圧・専制への傾向を強める。

日本は、国際的環境にせまられ、封建支配層の一部が上から資本主義を促進し、そのまま帝国主義段階へと突入していったという特殊な後発資本主義国である。そうした中で、天皇制は、封建支配に対する対抗軸として、民族国家・ブルジョア国家の形成に、正統制を与え、これを権威づけるものとして、また、帝国主義時代、ファシズム期にあつて、軍部等による専制支配を権威づけるものとして機能したのである。

天皇制は、近代ブルジョア国家の「普遍性」「正統性」、民族の「一体感」と排外意識、種々の差別意識を宣伝している。これらのイデオロギーは、天皇・天皇制に内在するものであるかのように思われるが、しかしこれらは、本質的に、物質的諸関係―資本主義的・帝国主義的社会諸関係を表現したものに他ならない。（注②）

すなわち、ブルジョア国家の基礎たる資本主義的生産関係―分業関係の中で労働者大衆は、資本家に労働力を売り、分業関係の一翼をしめることによってしか生活できない地位に置かれている。それ故労働者といえども、即時的な立場―意識にとどまり、資本主義社会を前提としてしまう限りにおいて、ブルジョア国家にそれなりの「普遍性」「正統性」を感じとってしまうのは必然である。また、帝国主義は、一部の抑圧民族と多数の被抑圧民族を生み出して抑圧

民族は、相互に競合し市場争奪戦を展開しながら、被抑圧民族を収奪している。そして帝國主義ブルジョアジーは、被抑圧民族から搾り取った超過利潤の一部によって、労働貴族を養成・買収し、ブルジョアジーの利害に融合させている。こうした物質的根拠をもって、帝國主義本国においては、広範な労働者大衆に、民族排斥意識が浸透しているのである。さらに資本主義は、労働力商品の売り手たる労働者を、相互の競争関係―不断の対立関係の下におき、その中で種々の差別秩序を固定化―構造化している。

こうした現実の物質的諸関係を基礎として存立し、一種の身分制度としてブルジョア国家の「象徴」たる地位を与えられることによつて、天皇制は、資本主義的・帝國主義的な、社会諸関係を表現するイデオロギーを生み出しているのである。

したがって天皇制批判においてもとめられているのは、個別天皇制それ自体をとりあげ、あれこれ論ずることではなく、天皇制を存立せしめている物質的諸関係の総体を批判することである。「天皇制―侵略戦争に向けた国民統合の環」といった主張は、現象をそれとして述べただけであり、階級的な見地からいえば、何も批判・暴露したことはない。天皇制の下への統合として現象するものは、実は、ブルジョア国家の下へのしたがって資本主義的・帝國主義的な社会秩序の下への「統合」である。そして天皇制の下に「統合」される根拠は、資本制社会において不断に再生されているのである。だから天皇制の前面化との闘争において、資本主義・帝國主義そのものに批判の矛先を向け、プロレタリアートの階級的利害を鮮明にすることは、不可欠の課題である。これによつて、労働者大衆の即時的立場・意識を解体し、プロレタリアートの階級形成

1 近代天皇制に関して

* 明治維新―封建支配層の一部による近代資本制国家形成の過程

* 天皇制は、封建遺制ではなく、近代国家形成の支柱としてあった

* 天皇制打倒の論理を

① 近代日本国家の廃絶の課題と結合し

② 国家の共同性に幻想をもつてしまふ大衆の意識への批判の契機を持つものとして打ち立てるべき

* 天皇制打倒をブルジョア民主主義革命の任務としてとりあげる三二テーゼ、天皇制をブルジョアジーの支配の「道具」としてとらえる三二テーゼはともに誤りである。

2 象徴天皇制に関して

* かつての「統治権の総攬者」―「国政に関する権能を有しなす」へ、また「現人神」―「人間天皇」へと、その地位は移行し、タテマエとしては、「非政治」的、「非宗教」的のものとなった。

* しかし、肉体が「国の象徴」であることが政治的でないはずはなく、また今なお、神道の神としてあり、「政治性」「宗教性」は連続している。

* 象徴天皇制は、帝國主義社会を統括する政治権力の中軸のイデオロギー装置

3 天皇制との闘争に関して

* 反天皇制闘争とは、反帝國主義闘争のなかの、資本制が国家によつて統括される側面に関する闘争の集約点

・階級闘争の全面化を促進していかなければならない。我々は、こうした観点から、「プロレタリアートの国際的統一」「ブルジョア国家機構の破壊―プロレタリアートの権力樹立」その一環としての「天皇制の廃絶」を鮮明にした政治闘争の必要性を確信している。

また、資本制社会という階級社会にあつて、ブルジョアジーとプロレタリアートの利害は、本質的に非和解であり、そもそも、国民統合はギマン的幻想的なものであることを見抜かなければならない。したがって「統合」のためのイデオロギー強化―労働者大衆への浸透のくろみは、「統合」のための暴力的強制の全面化―国家権力の強大化・右翼の活性化による市民生活の細部にいたる統制の貫徹と一体である。我々は、こうした階級支配の暴力化と闘争し、ブルジョア国家権力の対極に、プロレタリアートの組織された暴力を登場せしめることによつて、「国民統合」のギマン性を、実践的にも、暴露しなければならぬ。

II 反天皇制運動連絡会の主張について

この間の反天皇の大衆闘争において、中心的な位置をしめている反天連の主張に関して、いくつかのポイントをとりあげ我々の見解を提起したい。そして今後さらに、大衆的と同時に、階級的な闘争として反天皇闘争を発展させていくための論戦・論争を呼び起こす一つの契機としたい。

1 基本的な反天連の主張内容（反天連機関誌五号参照）

* 第一に日の丸・君が代・建国記念日・靖国・式典といったイデオロギー攻撃に対するイデオロギー闘争が主軸、さらに戦争のできる国家体制への転換との闘争との結合が不可欠

* 中曽根の国家改造の政治と総対決する、諸戦線の共闘・連合の形成

2 反天連の主張へのコメント

1 「道具論」批判についての批判

* 我々は必ずしもいわゆる「道具論」を擁護するつもりはない。しかしながら、彼らの「道具論」批判の主張内容が「道具論」以上にブルジョア国家との闘争をあいまいにしかねないものと判断するので、この点に関して我々の批判的視点を提出しておきたい。

彼らの論拠

「道具と呼ぶには、あまりにも民族の意識に内面化されてきた」「ブルジョアジーの独裁は、旧制度的残滓を、制度的にも、生活慣習的にもひきつれており、その旧さの差異こそが、近代国家の民族的様式の特異性を形成する」「道具論では、とうていその民族的様式の特異性を分析しきれなかった」

しかしこれでは、「道具論」への批判たりえていない。なぜなら、「民衆の意識に内面化」しているからこそ、「道具」として有効なのであるし、また、ブルジョアジーは、たとえ旧制度からひきついでたものであるが、その支配に有効である限りにおいて積極的利用するからである。もとめられているのは、天皇制批判をブルジョア支配一般への批判に解消することなく、一見階級闘争とは無関

係に見える天皇・天皇帝が、ブルジョア支配の中で、いかなる位置を占めており、何故、いかなるものとして「民衆の意識に内面化」しているのかを暴露することである。

彼らは、この解答を、近代国家の民族的様式それ自体を分析することにもとめようとしている。しかしこれでは何も一向に明らかに出来ない。かかる誤りのため彼らは、天皇帝をブルジョア独裁権力とらえながら、この権力を支え、またその下で再生産されている、「内面化され」た「民衆の意識」や「制度的にも生活慣習的にもひきつれ」られている旧制度的残滓（もはや残滓ではないが）は、ブルジョア階級の階級支配とは、何か別のものととらえる見方にちがってしまっている。

2 何故天皇帝は、政治権力の中軸のイデオロギー装置なのか

全く根拠は示されていない。この主張の背景には、国家・国民統合の環たりうるのは天皇帝しかないという見解があるが、これもまた根拠は、アイマイである。

これらは、天皇帝批判を近代国家の民族的様式の特殊性の分析にとめた結果、天皇帝が、資本主義・帝国主義を基盤として存立しており、天皇帝に「統合」されてしまいう根拠が、資本主義的帝国主義的社会諸関係にあることを見抜けず、逆に天皇帝イデオロギー・皇国史観にのみこまれてしまっていることの表れではないだろうか。

3 反天連は、近代日本国家の廃絶の見地から反天皇帝闘争を位置付けているのか？

彼らは、かかる闘争を志向せんとしている。そして、資本制が国

家によって統括される側面に関する闘争の集約点として反天皇帝闘争に特別の位置を与えている。これは1、2の誤った見解と結びついて生れた反天皇帝闘争の独特な位置づけであると言えよう。しかし反天皇帝闘争が、そうした位置をもつのは、天皇帝批判を資本主義・帝国主義への根本的批判と結合し、ブルジョア国家の構造をとらえたプロレタリアートの政治闘争として闘い抜かれる場合に限ってである。そしてこのことは、特に天皇帝問題に限らず、全ゆる政治内諸問題に関して同様に言えることである。反天皇帝闘争自体が、そもそも何か革命的な質をもっているわけではない。

彼らが実際、反天皇帝闘争の中味として提起しているのは、イデオロギー闘争と諸戦線間の共闘による国家再編との闘争である。イデオロギー闘争において、プロレタリアートにもとめられているのは、自らの「イデオロギー」を觀念にとどめることなく、革命戦線へとつめあげていくことである。この点において彼らが提起しているのは、侵略戦争に向けた国家再編と闘う諸戦線の共闘というレベルにとどまっている。こうした運動論の背景には、（彼らがどこまで意識しているかは別に）帝国主義の危機、侵略戦争への突撃、そのための統合環としての天皇帝攻撃、天皇帝との闘争を軸にこれとの総対決、革命情勢の到来。という図式化された路線がある。こうした図式の根本的誤りは、侵略戦争に向けた天皇帝攻撃をはじめとした種々の政策と闘うことそれ自身が、何か革命的であるかのようには意味付与されてしまうことである。しかし政策阻止闘争自体は、改良闘争・民主主義闘争以上のものではない。もとめられているのは、そうした闘いを資本主義・帝国主義の掃蕩に向けた自覚と組織・武装を創出する闘いと結合することである。

注①

この表現は誤解を与える可能性がある。というのは、自由・平等といった内実が現実にあつて、このイデオロギー的表現として自由・平等のイデオロギーがある、とられないからである。プロレタリアートはブルジョア階級に経済的に従属しているのであって、労働力の売買は等価交換の仮象である。だから、この階級関係を基礎としたブルジョア社会にあつては自由・平等は形式である。

注②

種々の排外意識、差別意識（觀念）等が、資本主義・帝国主義の社会的経済的諸関係のうちに根ざしているからこそ、今日の支配階級のイデオロギーの一つである天皇帝イデオロギーのうちにこうした排外主義、差別觀念もまた貫徹し、再生産されているのである。排外主義・差別を觀念から説明しようとする転倒が批判されねばならぬ。

今日の独占—利子生み資本の運動について (二)

III

高橋洋児は『思想』誌上に、岩井との対談とは別に、論文「国債時代の貨幣と労働」を発表している。双方を検討対象として言う。

高橋は岩井のいう、貨幣が貨幣としてあるかぎりもつ剰余性について次のように言う。

「商品同士の等置関係のなから最終的には貨幣が生み出されるという貨幣形態論のロジックの場合でも、それは諸商品が自分たちの価値をいわば差し出して、といっても、あらかじめ各自が価値をすでもっているのではなく、相互関係のなかではじめてもつことになるのですが、それがより合わさって貨幣の特別の力に

なる」(前出 pp.13-14)

高橋はこのことを「図式としては、ちょうど協業と分業という場合の協業の場合と同じですね。協業の際に10人の労働者が力を合わせて何かやるという場合、ひとりひとりの労働者がやった場合の総和以上のはたらきをなすことができますね。／＼たんなるたし算以上の新たな力を生み出すことができる、そういう理屈と同じ理屈が価値形態論の場合にも・・・作用しているのではないか」(同上)というふうな貨幣のもつ交換可能性一般の力を結合労働力の力とのアナロジーで述べ、このことを「貨幣の共同主観的存立構造」と言う。

高橋はまた次のようにも言う。
「価値とは何かという問題を取り扱う際に、一つの捉え方として、価値というのは結局社会性の権化である、権化という言い方

をすると価値より貨幣のほうが正しいのですが、貨幣というのは社会性の権化であるという言い方がある。価値とは何かというと、社会的に有用な働きをなしたことの証ですから、ことばを換えますと、その人が社会的な存在意義を有するということが承認されたことを意味する」(同 pp.22-23)

このような高橋の主張のなかで問題なのは、「社会性」というとき、そのレヴェルを對象化していないという点にある。これは例えば次のようなことだ。商品生産社会における私的諸労働—「互いに独立に営まれながらも社会的分業の自然発生的な諸環として全面的に互いに依存しあう私的諸労働」(『資本論』Vol.1 国民文庫 pp.139-140) —に、商品生産社会において対立する「直接的に社会な労働」(同、初版国民文庫 p.77)、即ち、一般的等価物—貨幣のうちに表示される労働と、商品生産社会の私的労働もその一つとする歴史上の諸社会の私的諸労働に対する「共同的な、すなわち直接に社会化された労働」(同、現行版 p.144)とはもちろんまったく別の社会性のレヴェルを表示する。高橋が「社会性の権化」というとき、そこで問題とされている社会性は、抽象的な、平均化されたものとしての社会性でしかない。この点を追跡しないで共同主観的存立構造とかの言葉に逃げ込むことはあきらかにしなければならぬ問題と曖昧にするだけである。

マルクスはこのことについて次のように述べている。

「[一般的等価物—貨幣]は」すべての他の商品にとっての等

価物の類形態として現れる。それは、ちょうど、群をなして動物界のいろいろな類、種、亜種、科、等々を形成している獅子や虎や兎やその他のすべての現実の動物たちと相並んで、かつそれらのほかに、まだなお動物というものの、すなわち動物界全体の個体的化身が存在しているようなものである。このような、同じ物のすべての現実存在する種をそれ自身のうちに包括している個体は、動物、神、等々のように、一つの一般的なものである・・・それは、すべての商品に共通な、価値の現象形態としては、一般的な等価物、一般的な価値肉体、抽象的な人間労働の一般的な物質となる」(同、初版 pp.83-84)

この一般性は、具体性から引き離された、抽象化された一般性でしかなく、したがって、貨幣は、例えば金は、それが貨幣としてあらわれるかぎり—工芸品や化学実験材料などに使用されないかぎり—、あくまで「抽象的富の物質的定在」(『経済学批判』岩波文庫 p.180)であり、またそうではありえない。貨幣は、あらゆる商品との交換可能性の力を表示するとともに、同時に、一般的な交換可能性だけを表示するのである。

このように、一般的等価物—貨幣は抽象化され、平均化された社会性を表示するがゆえに、いったんそれが商品群のなから一般的な等価物—貨幣商品として排除されてしまえば、貨幣—金は直接的な交換の場面から後景に退き、貨幣—金の様々な代理物がその機能を、といっても価値尺度機能をではなく、流通手段としての貨幣の

機能を果たしうるようになる。

不換制の時代たる今日においても、金はなお貨幣商品として商品群のなかから排除されている。商品世界の直接の表舞台に金が登場しているかどうかということ、金が貨幣商品として商品群のなかから社会的に排除されているかどうかということはまったく別の問題である。

さらに、貨幣—金を代理する例えば紙幣が、流通手段としての貨幣の機能から生ずるのたいして、「信用貨幣は、支払手段としての貨幣の機能にその自然発生的な根源をもっている」(『資本論』前出 p. 224)。この信用貨幣という角度から、したがって利子生み資本の運動から今日の不換制をみなければならぬ。高橋の議論には幾重にも混乱がみられる。だが、少し先ばしすぎたようだ。議論を元にもどそう。

高橋は貨幣に表示される「社会性」についての分析を遂行することなく、貨幣の共同主観的存立構造なるものに横すべりし、かくしてここから「価値は社会的に有用な働きをなしたことの証し」という具合に議論を展開する。彼はマルクスとはまったく別の社会的有用労働なる「概念」(ほとんど無概念的な)を發明し、今日の不換制について言及していく。これをみてみよう。

彼は先にみたように、価値を社会性の権化とし、この価値に結実する労働を社会的有用労働と規定する。

「社会的に役立つ活動のことを『社会的有用労働』と述語化しよう。またその発行残高が大きかろうと小さかろうとつねに社会的有用労働との見合い関係を保つのに対して、β券の方は、撒布は人為的強権的に行われたとはいえいったん撒布された以上は『経済法則』に従わざるをえず、そして従うときには元来が「部外者」であるために市場からの吸い上げの根拠・動機を全く見いだすことができないから、β券の発行残高は累積する一方である。比率上、α券の発行残高は均衡的に増減するがβ券の方は累積的に増大する。すなわち、α券とβ券とは渾然一体状態にありながらβ券の占める分析上の比率がますます肥大化するのであって、その分社会的有用労働が・・・β券と対応づけられ見合い関係に置かれる度合いもますます増大することになる。つまり、それだけ労働の意義の空洞化が進むことになる」(同 p. 50)

高橋はこの空洞化を埋めるものとして国家権力がある、と言う。「労働の意義が空洞化したその空洞には、国家権力が入り込む。国債の中央銀行引受ないしそれに準ずるルートを通じて、意のま

う・・・資本制商品経済を前提した上で、貨幣で具体的に表現され貨幣を反対給付としてもたらすような労働をすべて社会的有用労働と呼ぶ」(前出 p. 41)

この無内容なことが、高橋にとってどのように救いの神になるのかをみていこう。彼は日本銀行引き受けの国債を取り上げて、それが社会的有用労働の裏付けをもっていないと主張し、「働くことの意義」の空洞化がもたらされている」(同 p. 45)と言う。

「本来の銀行券(不換中央銀行券)を、特にそれが社会的有用労働の裏付けをもつという点を目安にして、かりにα銀行券(略してα券)と名づけることにする・・・(p. 43)

「社会的有用労働の裏付けをもたない日銀券をβ券(略してβ券)と名づける・・・(p. 44)

「問題にされるべきは国債の日銀引受であり、そしてそれに伴って増発される日銀券の性格である(p. 48)

「端的には日銀引受方式による国債発行が、そしてそれに関連して、名目上は市中消化の形をとってはいても実質上は日銀引受と何ら変わらないようなケースが問題なのだ(p. 43)

日銀引受で国債が発行される場合、そこで発行される日銀券は何らの社会有用労働の裏付けなしのものだといっているのである。「虚が実を生む」と高橋は言う。

「分析的には、こう言えよう。すなわち、α券は市場への撒布も市場からの吸い上げもつねに現実経済の実勢を反映して行われ、

まに：銀行券(β券)を生み出すことのできる国家権力は、いまや社会的有用労働と同質の役割を演ずるものとなっている。国家権力の労働との同質化。」(同 p. 50)

万能の国家権力二富の源泉としての国家二無内容で水ぶくれした高橋式社会的有用労働からこのようなどんでもない結論が導かれることになる。およそ無から有は生じない。大々的に無から有が生じているかにみえる今日の独占—利子生み資本の運動の内実を分析しなければならぬ。巨大な規模で無から有が生じているようにみえるのは、それほどまでに世界的な広がり深さをもって、搾取と収奪の機構が、資本の運動があるということをもがたっている。「本来の紙幣」とは区別される信用貨幣の運動とその発展という見地から今日の利子生み資本の運動にメスを入れることによってそれは暴露されるであろう。

(つづく)

火 花 第 六 五 号

発行日 一九八七年一月一日

編集発行 共産主義者同盟（火花）

京都中央郵便局私書箱一七一号

定 価 三〇〇円